盛岡市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項,第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので,次のとおり公表する。

令和2年2月27日

盛岡市監査委員 村田芳三

同 菅原和彦

同 小山田 正 美

同 八木橋 美 紀

1 定期監査の結果の報告 令和元年12月24日付け1盛監第55号

2 対象部署及び事項 市長公室,総務部及び選挙管理委員会事務局に係る指摘事

項

3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。

1 盛管第 105 号 令和2年2月 20 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三 盛岡市監査委員 菅 原 和 彦 盛岡市監査委員 小山田 正 美 盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について (通知)

令和元年 12 月 24 日付け 1 盛監第 55 号で提出のあった定期監査の結果の報告における 指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定によ り通知します。

記

1 指摘事項(課名等 総務部管財課)

私人への歳入の徴収事務委託に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られた ので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

私人に歳入徴収事務を委託する場合は、市長内部部局専決及び代決に関する規程等に基づき、適正な決裁権者の決裁により事務を執行するよう、課内研修で周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、通常の委託料に係る支出負担行為の決裁区分で判断したことによるものである。

今後は、私人に歳入徴収事務を委託する場合は、市長内部部局専決及び代決に関する規程等に基づき、契約金額に関わらず適正な決裁権者による決裁を行うことについて、職員の認識を徹底し、再発防止に努める。